

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大山生竹テフラ噴出規模見直し)(美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機の設計及び工事の計画【3】、並びに、高浜及び大飯の保安規定【3】)

2. 日時：令和3年8月4日 13時30分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

止野企画調査官、高橋管理官補佐、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官※、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官、田澤審査チーム員※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ
チーフマネジャー 他23名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る、美浜発電所第3号機、高浜発電所第1号機、第2号機、第3号機及び第4号機、大飯発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の(変更)認可申請、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について、本日の提出資料に基づき、概要の説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、説明内容を明確にすることを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

<設計及び工事の計画関連>

○大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る降下火砕物の影響評価に関して、荷重以外の影響因子の評価の考え方を明確にすること。

○除灰要員荷重の影響確認に関して、設置変更許可申請に係る審査資料の内容からの変更点の有無を含めて、評価内容を明確にすること。

<保安規定関連>

○電源車移動に係る要員数及び想定時間の変更について、既許可の有効性評価との整合性も含めた運用の成立性の確認内容を明確にすること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

資料1 美浜発電所3号機、高浜発電所1～4号機及び大飯発電所3, 4号機 大山

生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直しに係る設計及び工事計画認可申請について

資料2 復水タンク系統図

資料3 燃料取替用水タンク系統図

資料4 【参考資料】美浜発電所3号機、高浜発電所1～4号機 特定重大事故等対処施設 大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直しに係る設計及び工事の計画の認可の申請について

資料5 高浜3, 4号炉 大飯3, 4号炉 原子炉施設保安規定変更認可申請について【大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う変更】

以上